

「京都市大覚寺他6市営住宅電気機械設備保全業務委託」

入札説明書

京都市住宅供給公社

## 入札説明書

一般競争入札を行いますので、次のとおりお知らせします。  
京都市住宅供給公社（以下「公社」という。）の入札については、公社経理規程並びに関係法令に定めるもののほか、下記の定めるところによります。

### 記

#### 1 一般競争入札に付する事項

##### (1) 業務名

京都市大覚寺他 6 市営住宅電気機械設備保全業務委託

##### (2) 調達物件及び内容等

仕様書のとおり

##### (3) 履行期間

仕様書のとおり

##### (4) 履行場所

仕様書のとおり

#### 2 入札参加資格に関する事項

本件入札の入札参加資格確認申請書類を提出する日において、京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿(物品)に登載されており、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止措置を受けていない者であって、次に掲げるすべての条件を満たす者。

- 令和2年度から令和6年度までの過去5年間において、市営住宅、都道府県営住宅又は独立行政法人都市再生機構が管理する賃貸住宅において同時期に500戸以上の電気機械設備等の保全業務を元請として1年以上継続して受託した実績を有すること。

ただし、当該業務実績には、遠隔監視装置又は管理者常駐等により365日24時間緊急時の対応を行う業務を含むものに限る。

#### 3 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

#### 4 入札保証金及び契約保証金

全額免除とします。

#### 5 入札方法

(1) 入札者は入札説明書等を熟読の上、入札しなければいけません。この場合において、入札説明書等に疑議があるときは契約担当課に問合せることができます。ただし、入札書の提出後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできません。

(2) 入札者の入札金額は、仕様書の定めるところに要する一切の経費を含みます。

(3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てま

す。)をもって落札金額としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載してください。

#### (4) 入札書提出

##### ア 入札書受付期間・場所

契約担当課 京都市住宅供給公社経営企画室総務課

提出場所 〒602-0872

京都市上京区中町通丸太町下る駒之町 561-10 (2 階)

受付期間 令和 8 年 2 月 4 日 (水) 、 5 日 (木) 、 6 日 (金)

受付時間 午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで (ただし、正午から午後 1 時  
までを除く)

イ 入札者は、入札書を封筒に入れ、提出してください。

ウ 別添の入札書を使用し、作成した入札書は、封筒に入れ封印し、かつその封筒の表  
面に「業務委託名」、「住所、商号又は名称、代表者名」及び「令和 8 年 2 月 9 日  
入札書在中」と記述してください。(別添「入札用封筒の作成方法」を参照。)

エ 入札者は、提出した入札書の引き換え、変更又は取消をすることはできません。

オ 入札書は持参又は郵送にて受付します (郵送の場合は必着に限ります)。

#### (5) 入札に関する注意事項

ア 入札者は、入札にあたって、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札  
意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めてください。

イ 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示するこ  
とはできません。

### 6 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とします。

- (1) 入札者の記名押印がない入札
- (2) 金額を訂正した入札書、また、それ以外の訂正について訂正印のない入札書
- (3) 誤字、脱字等により意思表示が不明確な入札書
- (4) 明らかに協定によると認められる入札書
- (5) 明らかに錯誤と認められる入札書
- (6) 参加資格を満たしていない者がした入札
- (7) 入札に関し不正な行為を行った者がした入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札
- (9) 最低制限価格を下回る金額が記載された入札

### 7 入札の延期等

入札者が相協定し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公平に執行す  
ることができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止  
めることができます。

### 8 入札参加資格の確認方法

- (1) 本件入札については、開札後に落札候補者に対し入札参加資格の確認を行います。
- (2) 開札の結果、落札候補者であった者に契約担当課から連絡しますので、必ず開札日  
の翌日から令和 8 年 2 月 13 日 (金) 午後 5 時 30 分までに、入札参加資格があること

を証する書類を契約担当課に提出してください。

なお、入札参加資格があることを証する書類の受付時間は、休日を除く日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分までです（ただし、正午から午後 1 時までを除く）。

- (3) 上記提出期限までに、入札参加資格があることを証する書類の提出がない場合は、入札参加資格がないものとし、その者の行った入札は無効とするとともに、その者について競争入札参加停止します。この場合、1 位の落札候補者の次に最低の価格を示した者（以下「次順位者」という。）について資格確認を行い落札決定を行います。この資格確認は落札者を決定するまで繰り返し行います。
- (4) 提出された書類により審査を行った結果、入札参加資格を満たしていないと認められた者が行った入札は無効とします。この場合、1 位の次順位者について資格確認を行い落札決定を行います。この資格確認は落札者を決定するまで繰り返し行います。
- (5) 入札参加資格があると認められた者の中で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。（開札の結果については、落札者が決定するまで公表しません。）
- (6) 入札後に辞退はできません。落札者となった者が契約を締結しないときは、契約辞退に該当するため 3 か月の競争入札参加停止を行い、さらに当該入札金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として徴収します。
- (7) 本件入札に参加しようとする者（個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者（以下「代表者等」という。））が、本件入札に参加しようとする他の代表者等と同一人であるときは、そのうち 1 者のみが本件入札に参加できるものとします。
- (8) 本件入札において、代表者等と同一人である者の双方が入札したことが判明したときは、当該代表者等及び同一人である者のした入札は、京都市契約事務規則第 6 条の 2 第 14 号に基づきそれぞれ無効とするとともに、競争入札参加停止を行います。
- (9) 本件入札により落札者を決定した場合において、契約を締結するまでの間に、落札者となった代表者等が、本件入札において入札した他の代表者等と同一人であったことが判明したときは、契約を締結せず、それぞれについて競争入札参加停止を行います。
- (10) 落札決定日は、令和 8 年 2 月 20 日（金）とします。落札結果については令和 8 年 2 月 20 日（金）午前 10 時以降に契約担当課担当者から落札者に電話連絡します。
- (11) 落札者以外の入札参加者には、落札決定日の翌日から 5 日（日数の計算に当たっては、休日を除く。）以内に請求があった場合に限り、落札結果を口頭により通知します。なお、落札結果は、原則として落札決定日の翌日午後 1 時から、契約担当課室内での入札執行予定結果表の閲覧により確認できます。
- (12) 落札者とならなかつた者は、落札決定日の翌日から 5 日（日数の計算に当たっては、休日を除く）以内に、その理由について説明を求めるできます。回答は口頭又は書面（請求が書面によるもので書面による通知を請求したものである場合に限る。）により行います。
- (13) 本件入札において落札し、契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）は、本件入札において互いに競争相手であった落札者以外の者（以下「非落札者」という。）から契約の履行に必要な物件（落札者の商標を付して製作された物件を除く。以下同じ。）又は役務を調達してはいけません。
- また、非落札者は、契約者に対して、契約の履行に必要な物件又は役務を契約者に供給してはいけません。ただし、それについて契約者が、非落札者以外の者を経由して非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務を調達したとき及び特許権その他

の排他的権利に係る物件の調達その他のやむを得ない事由により、非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務の一部を調達する必要があるため、あらかじめ文書による当公社の承諾を得た場合を除きます。

- (14) 契約日は、令和8年4月1日となります。ただし、本件調達に係る予算が成立しない場合は、契約を締結いたしません。この場合において、本件調達のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、落札者は、その費用を京都市住宅供給公社に請求することはできません。
- (15) 本広告及び仕様書に定めのない事項については、京都市契約事務規則その他京都市が定める条例、規則、要綱等のほか関係法令によるものとします。

#### 9 提出書類（「2 入札参加資格に関する事項」より）

- ・資格を証する書類として、契約書類（建物規模や業務の内容等が確認できる仕様書や資料を含む。）の写しを提出すること。

#### 10 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和8年1月26日（月）午前9時00分から令和8年1月30日（金）午後5時30分まで
- (2) 受付方法 書面（様式自由）により、電子メール又はFAXにて送付してください。メール又は書面の標題は、「一般競争入札【京都市大覚寺他6市営住宅電気機械設備保全業務委託】に関する質問」としてください。なお、到着の確認のため、送付後に電話にて到着の確認を行ってください。（質問受付窓口は、「13 問い合わせ先」参照）
- (3) 回答方法 質問に対する回答は、順次公社ホームページに掲載します。

#### 11 開札

- (1) 落札候補者決定日  
ア 日 時 令和8年2月9日（月）午前11時30分  
イ 場 所 京都市住宅供給公社 3階 第1会議室  
(京都市上京区中町通丸太町下る駒之町561-10)
- (2) 決定結果  
「8 入札参加資格の確認方法」記載のとおり

#### 12 その他

- (1) 契約に要する費用は、すべて落札者の負担とする。
- (2) 入札者は、本入札説明書及び仕様書を熟読し、内容を理解、遵守すること。
- (3) 本件は、京都市公契約基本条例第12条第1項の取扱いに準じた労働関係法令遵守状況報告書（以下「報告書」）の提出が必要となる契約であることから、受注者は、契約締結後、京都市住宅供給公社経営企画室総務課に報告書を提出してください。

なお、下請業者の報告書の提出は不要です。その他、法令不遵守がある場合の公示や競争入札参加停止など、報告書に関する手続きの詳細については、総務課（電話075-223-2121）にお問い合わせ下さい。

1 3 問い合わせ先

京都市住宅供給公社経営企画室総務課

〒602-0872 京都市上京区中町通丸太町下る駒之町 561-10 (2 階)

TEL 075-223-2121

FAX 075-223-2133